

令和5年12月実施 木工房利用者との意見交換会議事概要

1 開催概要

- (1) 日 時 令和5年12月14日（木）14:00～16:10頃
- (2) 場 所 札幌芸術の森陶工房ワークショップルーム
- (3) 出席者 利用者様：10名

札幌芸術の森：管理担当部長、創作普及課長、創作普及課工房係長、
管理課業務係長、創作普及課木工房職員4名 計8名

2 議事概要

冒頭に意見交換会の趣旨について説明

(以下、概要)

前回6月の意見交換会を踏まえ、皆様の利用に深くかかわる提案を議案としている。

木工房は、部屋貸しではなく台貸しの施設であるため、利用者個人のニーズを考慮しながらも、他の利用者との折り合いを意識したルールが必要となる。工房利用のルールが年々厳しくなっているのではないかとのご意見もあるが、木工房は貸出施設でありながら、作業場同様に労働安全衛生法の適用対象となっている施設であり、安全管理の意識は以前にも増して高まっている。利用者の高齢化や久しぶりの利用再開など、利用状況にあわせた安全教育はもとより、今回の議案では、事故の未然防止を目的とした提案や、安全利用サポートのための作業代行の考え方も盛り込んでいる。

今後は公共施設であってもサービス拡充の方向から、安定的に継続運営する経営の観点が求められる。この視点を、ご利用の皆さまと共有しながらともに工房運営について考えて参りたい。どうか活発なご議論をお願いしたい。

① 木工房の昼休憩時間の設定について

木工房の安全管理及び労働者としての職員労働環境の整備のため、日中利用時間の12時から12時45分までの間、工房内の作業を一斉休止し、利用者と職員の昼休憩時間としたいと考えています。

《対応の方向性》 ※議案の説明(以降同様)

- ・ 現状は、利用者各人の利用形態に応じ、機械加工室だけでなく、工作室の加工機も含め、切れ間ない運転・作業が起り得る状況ですが、集中力の維持や事故・労災防止の観点から、休憩時間により作業の継続状態をリセットする必要があります。職員だけでなく、利用者にとっても長時間作業による不安全行動防止の観点から、一日のなかで工房内の作業を一旦停止する時間は必要と考えています。

- ・ 木工房の管理運営において、工房利用者の安全な利用を目的として、専門性を有する職員を工作室と機械加工室に各1名、計2名配置を必要としています。職員の休憩時間確保のため、現状、1日3名を配置しています。
しかし、運営コストの面から効率的な運営のため、令和6年4月以降は2名従事体制を基本とし、工房利用において、職員・利用者一斉に昼休憩(12時から12時45分まで)を設けたいと考えます。但し、一切作業を認めないのではなく、手工具による作業は行えるようにし、労働安全衛生上の課題を克服しつつ、利用者の利便性に対する配慮にも応えたいと考えております。

[主な意見]

賛成

- ・ 工房に休憩時間を設けることは一般的で安全管理の点で必要だと考える。
- ・ 安全管理に関するルールは、施設管理者が判断することで、利用者に諮ることではないと思う。
- ・ 休憩時間について案内されれば、利用者はその時間にあわせて対応できると思う。
- ・ 工房の昼休憩は必要との前提で、利用者それぞれの個別事情に対応することは困難だと思うのでどこかでルールとしての決めは必要。

反対

- ・ 昼休憩に反対しているわけではないが、都市公園条例には午前10時から午後4時まで利用できると書いてある。書いている以上は、利用を妨げられないのではないかと。
- ・ 昼休憩時間中に認められる作業について、手工具の方がむしろ怪我をしやすいため、手工具を認めて電動工具を認めないというのは違うと思う。
- ・ 安全の確保を理由としていることは理解できるが、夜間利用と同様に、昼休憩時間中も監視カメラでの対応にできないか。
- ・ 利用者によって利用開始時間が異なるため、一斉休憩で作業が制約されるのは困る。
- ・ 昼休憩を設定することで管理運営上の成果指標をどのようなところで求めているのか。話を伺うと昼休憩によって利用者の安全性が具体的に高まるということではなく、職員の休憩や経営の効率性が理由だと思うので賛同できない。

[芸術の森]

- ・ 条例に違反していないかというご指摘について、都市公園条例では午前10時から午後4時まで昼区分、午後5時から午後11時まで夜間区分としているが、本提案は作業全てを禁止するものではない。令和5年6月の意見交換会のご意見も参考にし、利用者の安全を確保する観点から利用可能な工具を整理するもので、都市公園条例に直ちに違反しているとは考えていない。
- ・ 木工房は木工作業場とは異なり、利用者が各々異なる活動目的で作業を行っており、同一時間帯で作業しなければならないわけではないが、工房全体の安全管理の点から運転停止の必要性を検討したとき、木工房職員・利用者とも同一の時間帯を休憩とすることは、皆にとってわかりやすく、効率的な施設運営の観点でも理に適っていると考えます。
- ・ 職員の昼休憩は、当財団の正規勤務時間が7時間45分であるため、労働基準法により1日当たり45分の休憩時間を付与しなければならないことになっている。以前は、従事者数の都合によ

り、休憩時間を刻んで確保していた時期もあった。分割付与は法律違反ではないが、十分な休憩を確保する点で適切ではないと考え、現在は一日あたり3名の職員を配置することで対応しているが、この結果、木工房に従事する職員・スタッフの person 費は著しく大きくなった。貸工房において利用料金収入によって運営費用を全て賄わなければならないというものではないが、著しくバランスを欠いた状況となっている。効率的な工房運営の点も考慮し、貸工房の管理を2名で充足するような体制としたいと考えている。

- ・ 手工具なら安全と考えているわけではないが、ひとたび事故が生じれば重篤な事故につながるリスクが高いのは一般的に電動工具であると考え。電動工具のなかには、比較的安全な工具もあると思うが、工房内の機械作業音は神経を休めるという点で職員の休憩にはならないと考え、手工具と電動工具というところを境界とした。
- ・ 夜間利用と同じ条件で運用してはどうかというご意見に対し、夜間利用再開に伴うカメラ設置の主な目的は起きた事故に対し速やかに警備員が対応するためのものであり、今回の昼休憩は、切れ目なく作業を続けることの危険性による事故を予防したいという考えで提案している。
- ・ 工事現場など作業に伴う事故の危険のある現場では、すべての作業員が同じ作業条件で同程度の疲労感を有していなくても、決まった時間に一斉に休憩させ作業機械の運転を停止することで対応しており、木工房においても、どこかでつける区切りとして一斉の昼休憩というのは合理的と考えている。
- ・ 管理コストの効率化などが理由であるならば反対とのご意見に対しては、木工房利用者の安全確保と持続可能なサービスを施設側と利用者が双方共有しながら考えていくという点でご理解いただきたい。

② 木工房内での飲食について

コロナ禍以前において木工房での飲食については、工房利用の本来の目的ではないものの、長時間利用に伴う行為として認めておりましたが、貸工房の一般利用においては昼食場所として、基本的に認めない運用を考えております。

《対応の方向性》

- ・ 基本的な考え方として、利用者個人の荷物の置き帰り(残置)と同様、食事を摂る行為は、工房の本来の利用目的ではないものの、施設利用に伴う行為であり、他の利用者の利便や影響を考慮の上、管理責任者が例外的に認める行為と考えます。
- ・ 木工房の利用時間は、昼区分は午前10時から午後4時までとしていますが、必ずしもこの時間通りに作業を行うものではなく、この時間帯のなかで作業を行うことができるものとして位置付けています。利用者のなかには、昼食後に利用される方もおり、形態は様々です。昼休憩時間を設ける方向性を掲げておりますが、作業行為一切を禁止するものではなく手工具等の作業を認める方向性を持っており、このため昼食会場として工作室を利用すると、木材加工を行なおうとする工房の本来の利用者の作業を妨げることが憂慮されます。
- ・ 昼食場所としては、コロナ禍以降クラフト工房ロビーを案内しておりますので、引き続きこちらをご利用ください。

但し、展覧会やイベント等により園内が混み合う場合は、工作室での利用状況を十分考慮の上開放するなど柔軟に対応して参ります。

- ・ 団体借上げの専用利用では、団体として昼食利用を希望する場合、長時間の施設利用に伴う行為として利用時間を予め定めた上で対応することとします。
- ・ 飲食について限定的に対応する方向性のもと、飲食に供するカップ等の私物については持ち帰りいただき、猶予期間経過後に引き取りがない場合には、撤去したいと考えています。

[主な意見]

賛成

- ・ 木工房内で食事ができると初めて知った。今までよく認めていたと思う。そう遠くないところに食事場所が確保されているのでそれで良いのではないかな。
- ・ 昼休憩のと同様に、施設管理者が決めることだと思う。
- ・ 例え利用者が1人だけの時も、食事と作業場所を分けるのは賛成。衛生観念は人により異なるため、作業場所を汚したり、汚されたりしたくない。
- ・ 食事と作業の場所は分けてほしい。

反対

- ・ 工房利用者が多い日に工房内の食事が不可なのはわかるが、少人数の日は互いの作業が見えるため、10分もかからない食事時間のためにクラフト工房に食事のために移動したくない。各自の状況判断に任せてほしい。
- ・ 昼休憩を設けるならば、工房内で食事がとれないことと矛盾するのではないかな。また、園内には、室内での昼食を認めている工房もある。
- ・ 本案導入の成果は利用者間の不満解決ということだと思うが、管理者側が「木工房は作業が優先の場」であると周知すれば解決できるのではないかな。

[芸術の森]

- ・ 工房は本来作業場所であるのに、工房内で昼食がとれるとなれば、食事している方に対して作業を遠慮してしまう、という不満もある。個別の事例ごとに解決にあたりルールがなし崩しになりかねないため、この議論では、木工房は木材加工作業の場であるという大前提に基づき考えていただきたい。
- ・ 昼休憩と食事の可否の矛盾に関しては、昼休憩時間にも手工具作業を認める方向であり、作業がなくなる訳ではない。また、そのため食事の場所は別に用意していることから、利便性を著しく損なうとは考えていない。
- ・ 芸術の森の各工房は、立地など条件が異なるため一律の対応にはならないことから、木工房の課題として整理したい。

③ 木工房の運営に関する考え方について

木工房では、休館日以外にも講習会や保守点検などにより貸工房として利用できない日があります。

以前より、利用者の方より貸工房日数が講習会などのために使用できないことに対してご意見をいただいておりますので、貸工房日数を予め確保することにより、見通しを立てて安定的にご利用いただけるよう対応したいと考えます。

貸出に供する日数について、利用形態によっては専用利用を促したいと考えますが、その利用についてもある程度見通しを立て利用できる仕組みが必要と考えています。

《対応の方向性》

- ・ 貸工房日数は、概ね月 20 日程度確保していきたいと考えています。但し、11 月は消防設備点検により 19 日、12 月と1月は年末年始休暇により 17 日、2月は月日数がそもそも少ないため 18 日をとさせていただきます。なお、これは施設の突発的な工事や対応等を想定しておりませんので、そうした場合に貸工房日数が減る時には、経緯や理由について説明し、ご理解いただくよう努めます。
- ・ 貸工房日数には専用利用日数を含んでおります。粉塵などが懸念されるサンダーの使用などは、専用利用を促していきたいとも考えておりますが、一方で、そもそも専用利用のための空き日の確保が難しいのが実情で、そのための方策について皆様のご意見もいただき、対応案を考えていきます。

[主な意見]

反対意見なし

[芸術の森]

- ・ 月によって、貸工房の日数が 20 日を切る場合もあるが、年間であらして考えている。また、講習会の日数は減らないようにしている。職員 2 名体制が実現すれば、講習会の準備日として確保している日数を減らせる場合もあると考えている。

④ 作業代行について

貸工房において従事職員の主な業務は、安全な利用の監督と捉え、加工機や工具の安全な利用のための作業の手ほどきについては認めております。特定の利用者に注意を傾ける制作の指導は、貸工房における職員の業務から外しておりましたが、現在の利用実態や6月の意見交換会を踏まえ、やむを得ず作業代行を受ける場合のルールについて運用の見直しを、令和6年4月から進めたいと考えます。

《対応の方向性》

- ・ 木工房は、一定程度の木材加工ができる方を利用者として貸出を行っていますが、利用者が全ての加工機に精通している訳ではありません。このことから、加工機講習の枠を広げ、帯のこや丸のこなど重傷リスクの高い加工機を除く鉋盤や旋盤^{※1}について利用者が順次加工機を使用できる体制を整えていく方向性を持ちながら、一方で、講習により技術習得に至るまでの間、職員の作業代行により利用者の作業の安全の確保と利用者の作業の滞りを解消することで対応していきたいと考えています。
- ・ 加工技術が伴わない利用者に対しては、別な作業方法を提示し、現在の加工技術でも目的を達成できるような作業手本を示し、利用における自己完結を促していきます。

- ・ 過去に大型製材機の利用承認を受けながら、高齢により作業が困難な利用者に対しては、大型製材機利用の安全点検講習会の受講を促し作業技術水準の維持に努めつつも、貸工房においては作業補助を行いながら、徐々に年齢に合った活動内容へと切り替えるようアドバイスを行っていただきたいと思います。
- ・ 代行理由
 - (1) 利用者の安全性への配慮
 - (2) 加工技術が伴っておらず、その過程を経なければ次の作業に移れない場合
 - (3) 加工機作業の手ほどきとしてお手本を示すための作業代行
- ・ 代行にあたっての要件・手続き
 - (1) 作業代行は、可能な限り短時間で他の利用者の利用監督が疎かにならないこと
 - (2) 代行は当該利用者の加工機使用の許可の有無にかかわらず代行可能である
 - (3) 作業代行は、製材を目的とした作業内容に限られること
 - (4) 有料備品の代行は、必ず利用料金を支払うこと
- ・ 代行が認められない場合
 - (1) 職員による作業代行業を最初から当てにし、下請け作業としての部材製材の要請など
 - (2) 代行以外の利用者の作業監督などに支障を来すような長時間に及ぶ作業代行
 - (3) 制作工程のほとんどが作業代行により、最後の仕上げ部分だけが利用者本人によるなどほぼ代替制作と理解できる場合
 - (4) 木材加工以外の作業代行。(例)ライトスタンドの照明器具の取付けなど

※1 議案④の《対応の方向性》の記載に一部誤りがありました。文中の「～帯のこや丸のこなど重傷リスクの高い加工機を除く鉋盤や旋盤について～」の「鉋盤や旋盤」は、「鉋盤」に訂正いたします。

[主な意見]

- ・ 反対意見無し

[芸術の森]

- ・ 代行のタイミングは、利用者がこのまま作業するには危険と思われる場合に職員から声掛けする。また、利用者が作業に不安を感じる場合は遠慮なく声掛けしていただきたい。

⑤ 技術講習会について

機械加工室の加工機について、令和4年度から、大型製材機を活用する講習会を開催しています。趣旨は、講習による作品制作を通じて、木工房を利用する皆様に、大型製材機の安全な利用方法を再確認いただき、作業に必要な技術の維持向上を目指すものです。大型製材機を使う可能性のある利用者の方には必須で受講いただきたいと思います。

《対応の方向性》

今年度、技術講習会は「大型製材機安全講習会」と「電動工具安全講習会」を開催しておりますが、次年度からの技術講習会は「大型製材機安全点検講習会」と「大型製材機技術習得講習会」に分けて行いたいと考えております。

・大型製材機安全点検講習会

現在、大型製材機の使用を認められている方々を対象とした、安全な使用について点検する講習会を、年6回隔月で開催しております。令和6年度以降は、1年間を通じ必ず1回の受講を要請することとします。内容は、座学と実技で構成され、1日間（10時から16時まで）の予定で実施、受講料は材料費の500円とします。また、令和7年度からは1年以内の安全講習受講が認められない限り、大型製材機の利用をご遠慮いただく考えです。

・大型製材機技術習得講習会

かねてから要望が多かった大型製材機の新規利用希望について、次年度から、帯のこ丸のこを除く、手押し・自動の両鉋盤を対象に、「木工自由制作相談室」のなかで個別に使用方法をお教えしていきます。1回で習得できるものではありませんので、繰り返し何度もある程度の期間をかけて、技術を身に着けた上での一般利用となります。使用できるようになるまでは、作業代行により対応することになります。

なお、「電動工具安全講習会」については、令和6年度以降は行わず、「木工自由制作相談室」の中で必要に応じて各電動工具の使用方法を説明していくこととします。

※大型製材機：帯のこ盤、横挽き丸のこ盤、縦挽き丸のこ盤、手押し鉋盤、自動鉋盤

大型加工機：大型製材機（5種）、角のみ盤、木工旋盤、大型ベルトサンダー

電動工具：スライド丸のこ、ルーター盤、トリマー、ハンド丸のこ、電気カンナ、ジグソー等

[主な意見]

- ・ 反対意見なし
- ・ 「大型製材機安全点検講習会」に賛同するが、短時間での受講を検討できないか。受講後に貸工房で作業できるとよい。
- ・ 再受講が1年以内というのは短いと感じるので、2年程度とらないか検討いただきたい。

[芸術の森]

- ・ 受講時間が長いとのご意見に対し、この講習会は「安全に関する教育」であるので省略できない時間があるかもしれないが、検討したい。なお定員は1回あたり2～3人とし、実技の待ち時間を作らないよう想定している。これを月1回開催し、対象となる利用者約30人が1年を通じて受講できる機会を確保したいと考えている。

⑥ その他のご意見

【粉塵に対する対応】

- ・ 夜間利用日に、ほかの利用者がサンダーで作業しており粉塵が舞っていて迷惑した。昼間は職員から声かけできるが夜間は職員がいないため、事前に作業を聞き取るなどしてほしい。

➡（芸術の森より）

木工房では、利用内容によっては、専用利用を促すことによって他の利用者への干渉を回避したいと考えているが、現状は専用利用できる日が確保することが難しいため、まず、他の利用者への作業における注意喚起に取り組みたい。

なお、専用利用に関しては、今後意見交換の場を持ちながらルール作りに努めたい。

【旋盤利用について】

- ・ 木工旋盤の利用が1・2月と埋まっていてなかなか予約がとれない。
- ・ 木工旋盤は1度の作業に長時間を要し、利用を時間で区切ることが馴染まないことから、機械を複数備えることも検討してほしい。

➡（芸術の森より）

木工旋盤の先々の予約が埋まっている状況については把握している。機械の新規導入に関しては、費用感や維持管理の観点などもあってこの場で即答しかねるため、検討の上、年度内に回答する。

【運用の見直しについて】

- ・ 施設を使いやすいように運営してほしいと思うので意見は言うが、施設側に無理強いするつもりはないので、要望が無理な場合は無理だと言ってもらえれば素直に受け入れられる。

⑦ 事前アンケートに寄せられたご意見

- ・ 木材以外の材料（鉄、アルミ等の片等）の加工・切断をしたい。

➡（芸術の森より）

木工房に持込可能な材は、札幌芸術の森ホームページでお知らせしているので、ご参照いただくか、木工房職員にご確認いただきたい。

- ・ 「専用利用のための空き日の確保が難しい」ことに対し、サンダーや塗装作業ができるプレハブ空間を新設・増設してはどうか。
- ・ 木工の仕上げには塗装を伴うため、塗装室を設置してほしい。
- ・ とてもよい施設なのでもっと広く広報誌やインスタグラム、フェイスブックなどで宣伝してはどうか。

3 意見交換会を終えて（芸術の森より）

この度の意見交換会開催にあたり、ご出席いただき、また、アンケートにてご意見をお寄せいただき誠にありがとうございました。頂戴しましたご意見は木工房や芸術の森の運営の参考とさせていただきます。

なお、課題解決にあたりましては、場合によっては全員の賛同を得ることができない場合もあるかもしれませんが、皆様への説明を行いながら進めて参ります。あわせて、今後もこのような場を設けたいと考えております。

また、今回の意見交換会で、出席者が発言中に他の出席者が発言を被せ、発言を遮るような場面があり、進行において整然さに欠く場面がありました。こうした点については、次回より議長を立てて議事を進めることで改めてまいりたいと考えています。
今後とも多くの皆様のご出席をどうぞよろしくお願いいたします。

今回議案とした木工房の運用につきましては、皆さまのご意見や専門家の意見を踏まえて決定し、後日お知らせいたします。

以上